

**令和6年度
農地等利用最適化推進施策等
に関する改善意見**

令和5年8月2日 提出

令和5年8月29日 要請

一般社団法人 香川県農業会議



香農議発第214号

令和5年8月2日

香川県知事 池田 豊人 様

一般社団法人 香川県農業会議

会長 三 笠 輝 彦



令和6年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について

猛暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、市町農業委員会等の意見を取りまとめ、常設審議委員会での検討を経て、令和6年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見を、次のとおり決定しました。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第53条第1項の規定にもとづき意見を提出しますので、これらの実現につき、格別のご高配を賜るよう、お願い申し上げます。

令和6年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見

現下の社会経済は、新型コロナウイルス感染症と併存しながら再び活性化している。他方で世界情勢は、人口増加や気候変動による異常気象の激甚化・頻発化等に加え、ウクライナ危機の発生等によって不安定化し、将来的な食料需給バランスの維持への課題も拡大している。国内では、こうした世界情勢と最近の円安等が要因して、食料安全保障の課題が鮮明になるとともに物価が上昇・高水準で推移し、農業関係では燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高騰の反面、販売価格への転嫁に至らず農業所得の確保に大きな影響を及ぼしている。

大きな変化を踏まえ国は、昨年12月に食料安全保障強化政策大綱を策定するとともに、来年の通常国会での食料・農業・農村基本法の改正に向けて、食料安全保障の確保と持続をキーワードに、農政の再構築を進めている。取り分け、本年4月に施行の改正農業経営基盤強化促進法等により地域計画、その添付の目標地図の策定と実現を目指し地域農業・農地利用の持続による農業生産の維持・増大への対策を始めている。

国農政の改革が進められる中、本県の農業・農村は、一部では明るい兆しはあるものの販売農家が5年間で21.5%も減少し、基幹的農業従事者の平均年齢（71.3歳、全国67.8歳）や荒廃農地率（20.1%、全国6.1%）等は全国に増して進行している。更には、主食用米の作付け面積が毎年400ha程度の減少推移から、農業者や農地の動向とともに農道・水路・ため池等の機能不全への不安も年々増幅し危機に瀕している。

県では、令和3年10月に策定の「香川県農業・農村基本計画」の下で儲かる農業の実現等を基本方針に施策展開している。また、地域計画の策定と実現を最重視して農地の確保と有効利用への一体的な推進体制を整備され、地域活動の強化に取り組んでいる。その際、担い手の規模拡大による経営確立支援とともに、中小の兼業農家の再生産が可能となる対策期待への高まりにも、応えていくことが求められている。

こうした情勢の下、本県の市町農業委員会と県農業会議が担う役割は大きく、9市町農業委員会への改選後対策を講じつつ令和4年6月に策定の「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」要領を要に、今後も推進活動の一層の強化を進める。一方では、農業委員会組織への業務と事務が質・量ともに拡大が続くなかでの事務局体制は厳しく事務処理に追われている。

今般、市町農業委員会を通じて、現場活動に日夜尽力されている農業委員や農地利用最適化推進委員、また、本会議で事務局を担う農業経営者組織等の担い手の意見要望のほか、昨年度の改善意見に対する回答を踏まえ、農地等利用最適化推進施策等につき次のとおり取りまとめた。

については、「農業委員会等に関する法律」第53条第1項の規定に基づき提出するので、これら実現に向けて対応いただくよう強く意見する。

記

I 農地等の利用の最適化の推進強化に関する事項

1. 優良農地の確保と有効利用の一体的推進の強化について

令和5年度より県農政水産部農業経営課において農地マネジメント推進室を新設され、農地調整グループと農地マネジメントグループによる体制が整備されている。

この推進室は、農地法や農業振興地域の整備に関する法律等での優良農地の確保と、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律による有効利用を一体的に推進する体制で、また、県農業会議と市町農業委員会の支援・協力・指導に従事される室として、機能発揮に期待する。併せて、農地対策の強化への強固な姿勢と捉え、これからの具体的な活動の展開を心強く思っている。

このため、本県農地に責任を持つ推進室として、優良農地の面積を極力維持し拡大に努めながら、それら農地を有効に利用する「優良農地を守り活かす」を一環の対策で推進されたい。なお、農地の有効利用推進活動の実効性を高めるには、特に、市町段階でのマンパワーの充実と発揮の如何によるが、そのマンパワー不足の現状を直視しての対策を講じられることに期待する。

2. 農業委員会事務局体制の強化促進と農業会議の運営支援について

毎年度の改善意見で、農業委員会の業務と事務の質・量の拡大に対し市町への事務局職員の増員の促進と、市町農業委員会を支援する県農業会議の予算確保を要請し続けている。

この要請の一方で県農業会議は、現状を重く受け止め、昨年度、市町農業委員会会長に対し事務局体制の強化への検討を促すとともに、全国農業会議所との調整を経て全国農業会議所・県農業会議・各市町農業委員会の3会長の連署にて、各市町長に体制整備の強化への協力要請を書面で提出している。

また、県農業会議は、市町農業委員会の地域計画での目標地図の素案作成支援として農地の利用意向調査結果の入力データ化と提供に取り組んでいるが人員不足で提供に遅れが生じている事に加え、農業委員会活動への支援・協力の一層充実が必要となっている。

このため、市町農業委員会での農地利用の最適化推進の活動強化への支援の一環として、市町長に対して事務局職員の増員への理解促進と働きかけを具体的に取り組まれない。

また、県農業会議にあっては、市町農業委員会活動への支援充実から、国補助事業の十分な予算確保と、十数年前から継続して減少の県補助の農業委員会ネットワーク機構補助金を増額されたい。

3. 今後の農地集積等への円滑な事務処理の検討について

遅くとも令和7年4月からの貸借は、その殆どが県農地機構を通じての農用地利用集積等促進計画になる。現在、本県の担い手への集積面積（所有・貸借・作業受委託）の4割程度は県農地機構を通じ、残りの6割程度のうちの利用権設定分が期間満了とともに県農地機構を通じての貸借へと順次移行する。

その県農地機構は、市町農業委員会等と同様に、①地域計画の作成に向けた協議への参加、②その後の計画の策定または変更の前で意見を求められる等、当初から地域計画や目標地図の作成に直接関与する。しかしながら、その後の貸借手続きは、法令上は県農地機構が担うことになり、円滑な事務処理への検討を要する。

このため、県農地機構と市町・市町農業委員会、県農業会議等との協議の場を設け農地の集積・集約化に係る事務処理分担への検討を速やかに始められ、関係機関・団体の合意のもと整理されたい。

その際、県農地機構が業務主体で、市町・市町農業委員会事務局等の人員不足を基本認識に置き、利用権から移行の予測件数を明らかにして、県農地機構の農地集積専門員の日常活動も含め業務と事務を点検され、その改善内容を明確にされることを期待する。

II 担い手への農地利用の集積・集約化に関する事項

1. 地域計画の策定に向けたキメ細かな支援について

県農政水産部農業経営課内での農地マネジメント推進室の新設、市町との協議によるモデル地区の設定、モデル地区での農業改良普及センター主導による伴走支援体制の整備等、今後の地域計画の策定と実現に向けた推進活動の準備が整えられている。

今後、地域計画の作成への農業者との話し合いに先立ち、市町・市町農業委員会、県農地機構、J A、土地改良区等の関係機関・団体と意思疎通を図り、風通しが良い状態で地域計画の策定と実現を推し進めることが重要である。

このため、関係機関・団体の推進に係る率直な意見や課題を吸い上げられQ & A方式でキメ細かに取りまとめ県内統一の認識を図られるとともに、当面の地域計画の策定への詳細な行動計画と役割分担表の作成を基にP D C Aサイクルでの実践を進められたい。

2. モデル地区内でのほ場整備と大区画化への働きかけ等について

地域計画の策定のモデル地区が18地区で設定され、今後、市町を主体に県が主導して地域計画の先行事例の育成が本格化する。

このモデル地区での取り組みは、その後の他地区での地域計画の策定と実現活動に大きく影響することから、農地利用の最適化モデルとして成し遂げなければならない。

このため、モデル地区にあっては、農地のより効率かつ有効な利用の実現を最優先に、ほ場整備事業の導入、また、整備済み地区は大区画化を一体的に推進されるとともに、関係各課による横断的連携により各種事業の優先配分に取り組まされたい。

3. 地域計画の作成に伴う担い手耕作地の集約化の促進について

地域計画の目標地図では、農地筆別に10年後等の将来の耕作者を明確化することとされている。

この目標地図は集落座談会等での協議の場を経て作成されることを踏まえれば、担い手耕作地の集約化を成し遂げ、担い手の規模拡大と農地の効率利用、ひいては経営の確立を促進支援する絶好の機会と捉える。

このため、目標地図の策定にあたっては、10年後等の農地利用の継続の観点に止まらず、また、現状での担い手の規模拡大は限界とも聞くことから、担い手の意向を最優先に耕作地の集約化への視点で作成されるよう指導・支援されたい。

4. 担い手への集積・集約化実現への環境整備について

昨年度の改善意見でも、農業・農村の現状を踏まえ、地域住民全体でのため池・水路・農道等の農業施設の維持管理作業の推進強化を要請したものである。

この要請に対し、多面的機能支払制度を活用して地域住民も協働でのため池・水路・農道等の維持管理作業を働きかけており、制度活用の6割の組織が活動しているとの回答を頂いているが、出役者の減少の実態や担い手への農地集積・集約化の促進の観点等から一層の推進が必要である。

このため、地域住民全体での地域管理の定着・拡大に向けて、マスメディアも活用しつつ一層の波及に努められたい。取り分け、地域計画内は担い手への農地集積・集約を原則に進めることから、集落座談会等の話し合いの場で地域住民全体での維持管理作業も発案し一体的に推進されたい。

5. 集落営農組織の人材育成への支援について

集落営農組織の法人化が進む中、集落営農組織の後継者の確保及び生産面にかかわらず複雑化する事務・経理処理を担う人材の育成・継承が課題となっている。

このため、後継者確保への支援対策を講じられるとともに、事務・経理の人材育成研修カリキュラムを基に計画的にスキルアップ研修会を開催し、事務・経理の人材育成を支援されたい。

一方では、事務・経理処理を委託できる体制の整備を検討され、その実現に取り組まれたい。

6. 県農地機構による合意解約の抑制対策について

県農地機構を通じたの貸借の解約は、貸し手や借り手のやむを得ない事情を背景に、県農地機構との間で農地法第18条によって合意解約が成されるべきものである。

県農地機構の主たる役割は担い手への農地集積・集約化であり、担い手の規模拡大と経営確立に資するもので、この貸借は県の公告によって権利設定されることから、貸し手からの解約の申し出にあたっては特に慎重に取り扱わなければならない。また、解約手続きの事務処理には時間と経費を要することからも安易な解約は抑制することが望ましい。

このため、今後の地域計画の実現に資する観点からも県農地機構における過去の解約事由を確認され、県農地機構の貸借での合意解約のガイドラインを作成するとともに、解約事由によっては解約事務手数料の徴収を視野に検討されたい。

Ⅲ 遊休農地の発生防止・解消に関する事項

1. 遊休農地に関する措置に係る事務処理軽減への要請について

農林水産省令の一部改正(令和3年3月31日)、遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領についての通知(令和3年6月14日)により、令和3年度から毎年全ての遊休農地の耕作者等に対し利用意向調査の実施、また、発生・解消状況に係る調査表様式での詳細な報告が求められ対応している。

利用意向調査の回答は県農地機構への貸付けが大半を占め、情報提供するも借受けは皆無の状況にあり、この業務を毎年度繰り返している。

こうした調査は、発送に係る時間と費用の多大な発生に対し、調査の効果が殆ど得られないことから、費用対効果や効率的な業務推進の観点からは不合理である。

一方で、発生・解消状況に関する調査の詳細な報告は、国は遊休農地対策の検討と発生要因分析等に資するとしているが、この報告には極めて時間を要し精度への課題もやむを得ない状況にある。

このため、市町農業委員会事務局の深刻な人員不足も踏まえ、利用意向調査は複数年に一度とされるとともに、国への詳細な報告については必要項目の整理・削減と報告に基づく分析結果等を市町村別等に取りまとめ公表されるよう国に要請されたい。

2. 遊休農地の発生防止・解消への対策強化の検討について

昨年度の改善意見で、農地保全・多面的機能維持の県条例制定への検討を要請したが、農地の管理は原則、所有者の個人責任から困難との回答を頂いている。

しかしながら、県農地機構の借受け基準に適合せず、専属的権限に属する事務を超えて解消指導をしても県外在住者等で対応されない者が増加傾向にあり、法令に基づく指導の限界にあたる。また、一方では、自己作業や費用負担により管理・解消する所有者とのモラルハザードにあたる。この状況を見過ごすことは、今後の遊休農地、更には山林・原野化の拡大に繋がりがかねない。

このため、農地法第2条の2(農地について権利を有する者の責務)の規定を踏まえつつ遊休農地の発生防止・解消に係る県条例の制定も含め県の直接的関与を始め市町条例制定への促進等、全国事例を収集しつつ具体的な対策強化を今一度検討されたい。

- 〔・大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例〕
- 〔・各市町村での空き地の雑草等の除去に関する条例〕

3. 農地の多様な継続利用の推進について

現実的には、農地利用の10年後を見通せない区域が多数存在し、ここでの目標地図の作成は極めて困難で、結果的に現状維持地図に成りかねない事態を想定する。こうした現状を直視し、地域計画の策定にあたっては、将来の区域内農業と農地利用の継続を目指す多様な方策も踏まえる必要がある。

このため、特定地域づくり事業協同組合の設立や、過去にJA提唱の一支店一農場構想等のようなJAの直接的関与へのJAとの協議も視野に、地域農地利用のシステム化に向けて全国事例を広く調査・収集し、地域での幅広い協議へと結びつく情報を提供されるとともに予算の確保も含めて柔軟な対策を講じられたい。

また、集落営農組織の広域化への促進のほか、大規模土地利用型担い手の耕作不能への備えからも市町管理公社またはJAの関与等による農地管理組織の設立等、地域農地の受け皿づくりの構築を推進されたい。

4. 多様な農地利用の推進について

最近では、急傾斜地以外の平地の農地であっても、不整形や狭小、また、住居との混在による営農環境の悪化、進入路の幅員が狭く大型農機具が侵入できない等から借り手不在で、農地の遊休化が進行している。

今後も、担い手にとって営農条件が満たされない一部の農地は、地域計画の作成段階で借り手不在が明白になり、粗放的な利用は未だしも遊休農地の発生へと繋がる恐れがある。

このため、平地の借り手不在農地にあっては、新規就農希望者の実習農場、幼児・児童による農作業体験農場や障害者等による福祉農園の開設等の多様な農地利用を推進され、その拡大に取り組まれたい。

5. 農地の粗放的利用への積極的な支援について

国は、地域計画と農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律での活性化計画の一体的推進を掲げ、本県もその方針で進めるとしている。

今後、地域計画の作成を協議する中で、担い手不在で将来の耕作者が見通せない区域は、当面、地域全体での粗放的な利用方法を見出し地域計画と同様にスケジュール感を持って取り組まなければならない。

その際、現在の耕作者が高齢化の進行とともに、不作付けによる農地・畦畔の管理作業、更に進行し完全リタイアへと進み、粗放的利用すら困難な事態に陥りかねない。

このため、現在推進の農業支援グループの一層の増加を加速するとともに管理作業主体のグループ設立への支援を充実されたい。

また、地域住民とともに多面的機能や地域・生活環境の維持の観点から粗放的利用も含めて取り組む地域全体での地域組織の設立等を研究され、県内モデルを育成されたい。

6. 有害鳥獣等の被害への対策強化について

中山間地域等を主にイノシシやシカ、サル等の野生鳥獣による農産物被害や、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)による水稻被害が依然として頻発している。

特に、野生鳥獣での収穫前の被害は農作物の栽培継続への意欲を減退し、農地の低利用化、更には遊休化に向かうことが懸念されるとともに、生活環境への被害や不安も発生する。

このため、捕獲ハンターの確保に向けて一層の支援のほか、捕獲後の搬出も含め適正な処理の進め方のガイドブックを作成されるとともに、侵入防止柵等の設置補助の拡充と既存柵等の補修も補助対象とされたい。

また、スクミリンゴガイについては、ため池等の同一水系からの侵入被害への対策も含めて、効果的な駆除対策を波及されたい。

7. 農産物の加工等による販売収入の拡大支援について

本県において、農業従事者の高齢化や減少、販売農家の急速な減少の中、生産資材価格の高騰の反面、販売価格に転嫁できず、農業所得の確保に大きな影響を及ぼしている。特に、本県農地利用の基盤である水田農業での主食用米の収支は小面積ほど赤字で、主食用米の作付け減少推移からも今後の遊休農地の拡大加速を危惧する。

こうした状況では、農業従事者の営農継続や新規就農希望への意欲が持てず、将来の農業従事者の確保は困難であることから、農業生産の経費に対する収入を向上させる対策が求められる。

このため、J Aと製造業者との連携による輸出用パックご飯への供給用米の生産拡大を推し進めるとともに、J Aとの連携により農産物の販売のほかカット野菜等の加工・販路開拓を検討し大規模で実現されたい。

8. 現状をより踏まえての作物栽培の促進について

最近では集中豪雨や高温の長期化等が常態化し、農作物への被害や品質低下が拡大傾向にある。

一方で、農業従事者の高齢化に伴って軽量な作物また軽作業が可能な栽培管理によって一定の所得が得られる農作物の導入も求められる。

このため、様々な状況や意向を総合的に勘案し栽培作物を提案・普及されるとともに販路の確保とブランド化を推進されたい。

また、温暖化等への影響も踏まえ農作物の作付時期・栽培管理等を検証され品目別の栽培管理マニュアル等を見直し・作成されたい。

更に、耕畜連携による自然循環型農業の観点からも堆肥のペレット化を推進し化学肥料との混合使用の定着、また、有機農業の普及水準の明確化と有機J A S指導員を確保し指導体制の強化によって有機農業のモデル地区を育成・拡大波及され、環境負荷低減にも努められたい。

IV 新規就農の促進に関する事項

1. 農業を担う者の確保と支援について

本年4月1日施行の改正農業経営基盤強化促進法により「農業担う者」が位置づけられ、この基盤法の基本要綱では認定農業者等担い手のほか、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農地利用をする者が幅広く該当している。

現在、耕作者の不足によって遊休農地の更なる拡大が懸念されることから、新規で「農業を担う者」を積極的に広く取り込み、農地利用の継続を進める必要もある。

このため、認定農業者等の専業従事者以外での「農業を担う者」への支援のあり方と補助事業等による支援内容を明確にされ、「農業を担う者」の確保と新規就農の契機となる対策を講じられたい。

2. 生産資材価格の高騰への支援について

燃油、肥料・飼料のほか、ビニールハウス等の生産資材の価格も高騰している。このことで、新規就農にあたっては、香川県ブランドのアスパラガスや苺を始め花き・果樹等での施設園芸への就農を断念せざるを得ない事態になっている。また、ハウス栽培の担い手等も規模拡大を躊躇する事態にもあたる。

このため、特に施設園芸を希望する新規就農者が円滑に就農できるよう、ビニールハウス等の生産資材価格の高騰対策を国に要請されるとともに、本県単独の施設導入補助事業での補助率の向上等を図られたい。

また、生産資材の有効活用の観点からも中古の機械・施設の活用を促進しその拡大を支援強化されたい。

更に、ハウス導入経費への抑制支援の観点から、自力施工研修を開かれているが、併せて、建設足場資材利用園芸ハウスの施工マニュアル（農研機構）も参考に、建設足場資材等の利用のより簡素な施設構造の県版施工マニュアルを作成し普及されたい。

3. 認定新規就農者の年齢引き上げへの要請について

農業従事者の高齢化・減少が進行する中、認定農業者等担い手、なかでも新規就農者の確保と育成は農政の最重要課題でもある。

また、日本人口は減少に転じ、65歳以上人口が総人口の28.9%を占めるとともに平均寿命と健康寿命が延伸の中で、勤務定年の延長が進んでいる。

こうした状況や農業経営改善計画の認定申請に年齢要件が無いこと等を踏まえ、青年等就農計画の認定申請の年齢引き上げとともに、就農定着への支援の充実が求められる。

このため、現在の青年等就農計画の認定申請の年齢と国補助事業の交付対象者の年齢要件を引き上げられるよう国に要請されたい。

その際、現在の認定申請年齢が原則45歳未満と国補助事業等の交付対象要件の49歳以下での誤認があることも盛り込まれたい。

V その他、農地等の利用の効率化及び高度化の促進に関する事項

1. 優良農地の確保対策の強化について

農地の借り手不足による遊休化の進行の一方で担い手への集積率が低迷している本県の実情からは、不整形・狭小の圃場条件が一要因にある。

このため、現在の特に優良農地の減少を可能な限り食い止めつつ本県の水田面積での基盤整備率39.2%を一層推進し、それら農地を担い手等によって最大限利用する一対取り組みが重要である。

(1) 農地転用規制の厳正な運用について

平成21年施行の改正農地法等により農地制度が大きく改正され、優良農地の確保から転用規制の強化も図られ今日に至っている。この改正背景は、①農地転用許可が不要であった公共施設(病院、学校等)の設置によって、その周辺部での連鎖的な転用と相まって優良農地の確保の阻害要因となっている、②農用地区域からの除外が安易に行われることにより利用すべき優良農地が転用されている等である。こうした改正背景による現行法律を踏まえ、以下の取り組み等により優良農地の一層の確保対策を進められたい。

- ① 市町に対して、生産性が高い集团的農地の農業振興地域農用地区域の除外、なかでも第一種農地の転用については公共と言えども原則不許可の取扱いに留意され、可能な限り第一種農地の確保の徹底に資するよう文書で喚起されたい。
- ② 優良農地の有効利用対策は県広報「THEかがわ」等で広く報じられており、その中で農地所有者に有効利用対策意識の高揚を一層促されるとともに、優良農地の確保への重要性も常に一対で県民に広く同時に周知されたい。
- ③ 今後の農地転用の許可審査にあたっては、優良農地、特に第一種農地の可能な限りの確保を最優先に原則不許可を厳守し、安易に農地法の例外規定の適用への取扱いはせず、真にやむを得ない事由で誰もが納得できる結果とされたい。
- ④ 県内における暦年での第一種農地等の転用結果とその傾向も優良農地の確保対策等の観点で参考にしたいことから、県農業会議の常設審議委員会において転用の農地区分・地目・面積等の情報を報告いただきたい。
- ⑤ 今後、前例に基づくことでの許可判断は厳に慎まれ、一層厳格な運用に努められたい。
- ⑥ 国は、営農型太陽光発電設備用地での不適切な事例が見られることから許可取消等も含めて検討されている。このことを踏まえ、年一回の作物栽培状況の報告時に複数枚の写真添付の義務づけや農地転用許可の再申請時での県の現地確認等、転用許可制度のより厳格な運用を進められたい。

(2) 農地法第3条許可の厳格な審議への支援について

昨年度の改善意見で、下限面積要件の撤廃後の市町農業委員会審議・許認可への懸念が払拭できないことから、県運用基準の制定と市町条例への検討を要請したが、法令の要件に基づく審査を厳格に行い、県で別途の運用基準は困難との回答を頂いている。

この懸念は今だ払拭できず、当面の全国組織対策として、①窓口での貸借の奨励、②個別照会等を行うとしているが、所有権移転は特に慎重な判断を要する。

このため、厳格な審査での判断に向けて、従来の下限面積要件に満たない新規での農地の所有権取得の申請については、当面、県の判断も仰ぎたいので、協力されたい。

また、農地取得後の転用申請にあたり、農林水産省農産振興局長の通知を受けて県農地関係事務処理要領等を一部改正され、いわゆる3年3作での運用を廃止されている。このことで、農地の第3条取得後の第4条の転用許可申請への期間要件が無いことから、ややもすると農地法第3条の形骸化、また、農業委員会での判断に屈辱を味わうことが断じて発しないよう農地転用の許可権限を有する立場からの対策を講じられたい。

2. 食料・農業・農村への理解促進の強化について

食料安全保障の強化が最重要課題の中、世界はSDGsの目標達成や環境負荷低減への具体的対策に取り組んでいる。一方では、地域コミュニティの低下や農家と非農家との距離の拡大、加えて農地と住宅との混在の進行により農作業にも大きな影響を与えている。また、農家は、農業の再生産可能な収入の確保が最重要の課題となっている。

こうした中で、本県は食育や地産地消の推進等を県ホームページ、各種イベントを始め種々取り組まれているが、現状の活動に加えて更なる強化が求められる。

(1) 広報の強化

食料・農業・農村を巡る情勢への更なる周知徹底に向けて、現活動に加え日常生活で自然に目に入るようポスターの作成・広範での掲示、県広報「THEかがわ」への連載のほか、TV・ラジオ・新聞等のマスメディア活用により広報の強化を図られたい。

(2) 学校給食等での地産地消の推進

子育て支援や物価の高騰への対応として、小中学校での給食費を無償化する動きが県内の市町でも広がっている。他方で、カーボンニュートラルからはフードマイレージの削減も重要な一要素となる。

こうした状況を地産地消拡大の好機とし、市町との費用負担の調整を進め、学校給食での地場産農畜産物の使用拡大に取り組まれない。

また、農業への理解促進、食文化の伝承や食品ロス削減等の観点からも教育委員会や学校等と調整・連携し、農作物栽培に係る地ごしらえ・作付け・管理、収穫の一連の農作業体験とともに収穫の農作物を食材に料理し食べることを計画的に実施する食農教育を男女共同参画での体制整備により取り組まれない。

3. 食料・農業・農村基本法の改正に向けての意見要請について

国内の農業生産の増大を基本とする食料安全保障の強化を優先課題に、基本法改正への議論が大詰めを迎えている。

本県の状況を踏まえ、次の2点も基本法に基づく農政推進の基盤として盛り込まれるよう意見いただきたい。

(1) 地域の実情に即した農政の展開

農業は地域に根ざした産業であり、その農業生産環境は、気候条件、関東以北等のように平地での大区画化一方で中山間等での狭小な基盤、また、地域の慣行など多様である。こうした中で、例えば現在の全国の担い手への集積80%目標に対する本県目標67%への実現可能性は極めて困難と思われる。

このため、全国一律の産業政策と地域政策とともに、地域の実情に即した地域単位の政策推進とその多様な施策の展開を図ること。

(2) 市町・県段階の農政推進体制の強化

国農政等の推進活動の主体は人であり、マンパワーの発揮が欠かせないが、市町、市町農業委員会を始め農業関係機関・団体での人員不足は深刻である。

このため、市町・県段階での農政推進体制の強化も位置づけること。